

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	障害児通所給付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、障害児通所給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和7年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所給付等に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づき、各種サービス利用の相談、申請受理、給付決定、サービス利用に係る給付費請求の審査・支払であり、各業務において、資格情報の照会、支給決定業務では、所得情報及び口座の照会を行う。 1. 障害児通所支援の支給に係る業務 2. 給付決定状況の確認 3. 高額障害児通所給付費の支給に関する業務(対象者の確認等) 4. 障害児通所支援給付費等の請求審査業務
③システムの名称	自立支援給付 障害児通所支援システム、中間サーバー、中間サーバーコネクタ
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表の9の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11, 15, 20, 80, 144, 155の項 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14, 15, 16, 20の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚木市 市民福祉部 障がい福祉課 障がい給付係、障がい者支援第二係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号(第二庁舎1階) 電話番号: 046-225-2221
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係わる横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守している。申請時にマイナンバーの記載が必要であることを周知し、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を住基ネット等で行っている。また、更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認している。	

9. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 特に力を入れて行っている ☐ 特に関心を持って行っている ☐ 特に関心を持っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ☐ 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 ☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	☐ 特に力を入れている ☐ 十分である ☐ 課題が残されている
判断の根拠	厚木市のシステムでは、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を実施している。また、アクセス権限所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じており、更にのぞき見防止フィルターを設置していることから目的外の入手が行われるリスクへの対策は万全であると考えられる。

变更箇所

改定日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出申請に係る理由
令和6年9月10日	① 関連情報 ② 特定個人情報開示の指示・訂正 ③ 市民生活向上課 請求先	厚木市総務部法文書記録課情報公開係 〒243-0511厚木市中町7丁目17番17号 電話番号 046-225-2287	厚木市 総務部 行政記録課 情報公開係 〒243-0511厚木市中町7丁目17番17号 電話番号 046-225-2287	事後	機密改正に伴う、情報の更新であり、重要な変更と認められない。
令和6年9月10日	① 関連情報 ② 特定個人情報開示ファイルの取扱いに関する問合せ ③ 市民生活向上課 請求先	厚木市福祉総務局が「福祉課」 （第二庁舎） 電話番号 046-223-2221	厚木市 福祉総務局が「福祉課 障がい福祉係」 〒243-0511厚木市中町7丁目17番17号 電話番号 046-223-2221	事後	記載内容の変更であり、重要な変更と認められない。
令和6年9月10日	① 関連情報 ② 評価実施情報における関係者 ③ 市民生活向上課 請求先	障がい福祉部長 堀形 正 障がい福祉課長 添田 幸夫	障がい福祉課長 添田 幸夫	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更と認められない。
令和6年9月10日	① 関連情報 ② 評価実施情報における関係者 ③ 市民生活向上課 請求先	障がい福祉部長 添田 幸夫	障がい福祉課長	事後	構成変更に伴う変更であり、重要な変更と認められない。
令和6年9月10日	IV / スイス対策	—	項目の追加	事後	高度項目詳細書の記載範囲に「スイス」を新たに加える様式の変更であり、資料の追加、消去は必要と判断されていない。
令和6年9月10日	① 関連情報 ② 特定個人情報開示の指示・訂正 ③ 市民生活向上課 請求先	厚木市 総務部 行政記録課 情報公開係 〒243-0511厚木市中町7丁目17番17号 電話番号 046-225-2287	厚木市 総務部 行政記録課 情報公開係 〒243-0511厚木市中町7丁目17番17号 電話番号 046-225-2287	事後	項の名称の変更であり、重要な変更と認められない。
令和6年9月10日	① 関連情報 ② 特種なネットワークシステムによる情報提供 ③ 市民生活向上課 請求先	番号法案19第案1号	番号法案19第案1号	事後	番号法改正に伴う変更であり、重要な変更と認められない。
令和6年9月10日	① 正しい権利開示項目 ② 正しい権限 時点日時	平成28年7月1日	令和4年7月1日	事後	—
令和6年9月10日	① 正しい権利開示項目 ② 正しい権限 時点日時	平成28年7月1日	令和4年7月1日	事後	—
令和6年9月10日	① 関連情報 ② 情報の概要 ③ 市民生活向上課 請求先	児童福祉法に基づき、各種サービス利用の相談、申請受理、受付決定、サービス利用に係る給付費等の算定等を通じて、各事業において、子育て情報の提供、支援助成業務では、所得情報の提供を行う。	児童福祉法に基づき、各種サービス利用の相談、申請受理、受付決定、サービス利用に係る給付費等の算定等を通じて、各事業において、子育て情報の提供、支援助成業務では、所得情報の提供及び必要の照会を行う。	事前	所得情報の他に口座情報の提供を行う。
令和6年9月10日	① 正しい権利開示項目 ② 正しい権限 時点日時	令和6年7月1日	令和6年12月1日	事前	公共受取口座情報を利用することによる修正。
令和6年9月10日	① 正しい権利開示項目 ② 正しい権限 時点日時	令和6年7月1日	令和6年12月1日	事前	公共受取口座情報を利用することによる修正。
令和6年9月10日	① 関連情報 ② 特定個人情報開示ファイルを取得したシステムの名称 ③ 市民生活向上課 請求先	中国サーバー、中国データベースを記す	中国サーバー、中国データベースを記す	事前	公共受取口座情報を利用することによる修正。
令和6年9月10日	① 関連情報 ② 評価実施情報における関係者 ③ 市民生活向上課 請求先	福祉部	市民福祉部	事後	機構改正に伴う、組織の変更であり、重要な変更と認められない。
令和6年9月10日	① 関連情報 ② 特定個人情報開示ファイルの取扱いに関する問合せ ③ 市民生活向上課 請求先	厚木市 福祉部 障がい福祉課が「福祉係」 〒243-0511厚木市中町7丁目17番17号 電話番号 046-225-2287	厚木市 市民福祉部 障がい福祉課が「福祉係、障がい福祉支援二係」 〒243-0511厚木市中町7丁目17番17号 電話番号 046-225-2287	事後	機構改正に伴い、担当の変更及び担当室の増設により、重要な変更と認められない。
令和6年9月10日	① 正しい権利開示項目 ② 正しい権限 時点日時	令和6年12月1日	令和6年4月1日	事後	直近の日時への変更であり、重要な変更と認められない。
令和6年9月10日	① 正しい権利開示項目 ② 正しい権限 時点日時	令和6年12月1日	令和6年4月1日	事後	直近の日時への変更であり、重要な変更と認められない。
令和6年9月10日	① 関連情報 ② 特種なネットワークシステムによる情報提供 ③ 市民生活向上課 請求先	十分である	特に力を入れている	事後	記載内容の変更であり、重要な変更と認められない。
令和6年9月10日	① 関連情報 ② 特定個人情報開示ファイルの取扱いに関する問合せ ③ 市民生活向上課 請求先	変更なし	特に力を入れている	事後	記載内容の変更であり、重要な変更と認められない。
令和6年9月10日	① 関連情報 ② 特定個人情報開示の指示・訂正 ③ 市民生活向上課 請求先	提示・移転しない	特に力を入れている	事後	記載内容の変更であり、重要な変更と認められない。
令和6年9月10日	① 正しい権利開示項目 ② 正しい権限 時点日時	自己点検	内部監査	事後	記載内容の変更であり、重要な変更と認められない。
令和6年9月10日	① 関連情報 ② 個人情報の利用 ③ 市民生活向上課 請求先	行政手帳における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第1条第1項 別表第一～第8の項	行政手帳における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第1条第1項 別表第二に基づく生保者令第2条の11、10、12、20の項、第2条の11、10、12、20の項、第2条の11、10、12、20の項、第2条の11、10、12、20の項	事後	決裁に伴う既経情報の修正であり、重要な変更と認められない。
令和6年9月10日	① 関連情報 ② 特種なネットワークシステムによる情報提供 ③ 市民生活向上課 請求先	1. 情報提供の依頼 ①番号法 第19条第8号 別表第二 第10、11、12、20の項 ②番号法別表第二を生保者令で定められた事項及び情報を含む命令 第12、20の各条 ③ 情報提供の依頼 番号法第19条第8号 別表第二 第10、11、12、20の項 ④ 番号法第19条第8号 別表第二 第10、11、12、20の項 ⑤ 番号法第19条第8号 別表第二 第10、11、12、20の項	1. 情報提供の依頼 番号法第19条第8号に基づく生保者令第2条の11、10、12、20、第14、15、16、155の項、2. 情報提供の依頼 番号法第19条第8号に基づく生保者令第2条の11、10、12、20の項	事後	決裁に伴う既経情報の修正であり、重要な変更と認められない。
令和6年9月10日	① 正しい権利開示項目 ② 正しい権限 時点日時	—	新形式に伴い新たに記載	事後	—
令和6年9月10日	① 正しい権利開示項目 ② 正しい権限 時点日時	—	新形式に伴い新たに記載	事後	—
令和6年9月10日	① 正しい権利開示項目 ② 正しい権限 時点日時	令和6年4月1日	令和7年2月1日	事後	直近の日時への変更であり、重要な変更と認められない。
令和6年9月10日	① 正しい権利開示項目 ② 正しい権限 時点日時	令和6年4月1日	令和7年2月1日	事後	直近の日時への変更であり、重要な変更と認められない。